

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	一戸町

一戸町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業建設部 農林課
所 在 地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9
電 話 番 号 0195-33-4854
F A X 番 号 0195-33-3770
メールアドレス nourin@town.ichinohe.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カルガモ、ヒヨドリ、ハト（キジバト、ドバト）、スズメ（スズメ、ニュウナイスズメ）、カワウ、ノウサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岩手県二戸郡一戸町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン等）	被害面積	27 a
	野菜（トウモロコシ等）	被害金額	293 千円
	果樹（リンゴ等）		
ニホンジカ	水稲	被害面積	20 a
	野菜（トウモロコシ等）	被害金額	279 千円
	果樹（リンゴ等）		
	花き（リンドウ等）		
イノシシ	水稲	被害面積	65 a
	野菜（サツマイモ等）	被害金額	2,225 千円
タヌキ	野菜（トウモロコシ等）	被害面積	1 a
	果樹（リンゴ、おうとう等）	被害金額	14 千円
キツネ	野菜（トウモロコシ等）	被害面積	— a
	果樹（リンゴ、おうとう等）	被害金額	— 千円
アナグマ	野菜（トウモロコシ等）	被害面積	— a
	果樹（リンゴ、おうとう等）	被害金額	— 千円
ハクビシン	野菜（トウモロコシ等）	被害面積	7 a
	果樹（リンゴ、おうとう等）	被害金額	198 千円
アライグマ	野菜（トウモロコシ等）	被害面積	— a
	果樹（リンゴ、おうとう等）	被害金額	— 千円
カラス	水稲	被害面積	2 a
	野菜（レタス、キャベツ等）	被害金額	204 千円
	果樹（リンゴ、おうとう等）		

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
カルガモ	水稲	被害面積	2 a
	野菜（レタス、キャベツ等）	被害金額	26 千円
	果樹（リンゴ、おうとう等）		
ヒヨドリ	水稲	被害面積	1 a
	野菜（レタス、キャベツ等）	被害金額	56 千円
	果樹（リンゴ、おうとう等）		
ハト	水稲	被害面積	1 a
	野菜（レタス、キャベツ等）	被害金額	2 千円
	果樹（リンゴ、おうとう等）		
スズメ	水稲	被害面積	－ a
	野菜（レタス、キャベツ等）	被害金額	－ 千円
	果樹（リンゴ、おうとう等）		
カワウ	川魚（ワカサギ等）	被害面積	－ a
		被害金額	－ 千円
ノウサギ	野菜（ニンジン等）	被害面積	1 a
		被害金額	16 千円

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

ツキノワグマ	町内全域で農作物被害が発生しており、一戸地区において果樹（リンゴ等）、奥中山地区及び出ル町地区において飼料作物（デントコーン等）を中心に多発している。被害数値は減少傾向にあるものの引き続き対策が必要であり、近年は住宅地付近での出没も増加していることから、人身被害の面でも注意が必要である。
ニホンジカ	町内全域で農作物被害が発生しており、被害品目は水稲、野菜、果樹及び花きと多岐に渡っている。被害数値は減少傾向にあるものの、捕獲頭数は令和７年度に 53 頭と初めて 50 頭を超えており、個体数の減少には至っていないものと推察される。
イノシシ	町内全域で被害が発生しており、水稲を中心とした農作物被害のほか、農閑期を含む通年で田畑の掘り起こしの被害が多発している。農作物被害の数値は増加傾向にあり、令和７年度の捕獲頭数が 33 頭と初めて 30 頭を超えたことから、個体数も増加傾向にあると推察される。

タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ	町内全域で果樹（リンゴ、おうとう等）や野菜への食害が発生している。家屋への侵入も報告されており、住環境の悪化も懸念される。近年では新たにアライグマが目撃されるなど、個体数の減少には至っていないものと推察される。
カラス、カルガモ、ヒヨドリ、ハト、スズメ、カワウ、ノウサギ	町内全域で被害が発生しており、特に奥中山地区において顕著である。水稻、果樹及び野菜のほか、漁業協同組合が放流した川魚の食害も発生しており、被害数値は増加傾向にある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
ツキノワグマ	被害面積	27 a	被害面積	24 a
	被害金額	293 千円	被害金額	264 千円
ニホンジカ	被害面積	20 a	被害面積	18 a
	被害金額	279 千円	被害金額	251 千円
イノシシ	被害面積	65 a	被害面積	59 a
	被害金額	2,225 千円	被害金額	2,003 千円
タヌキ	被害面積	1 a	被害面積	1 a
	被害金額	14 千円	被害金額	14 千円
キツネ	被害面積	— a	被害面積	— a
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円
アナグマ	被害面積	— a	被害面積	— a
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円
ハクビシン	被害面積	7 a	被害面積	6 a
	被害金額	198 千円	被害金額	178 千円
アライグマ	被害面積	— a	被害面積	— a
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円
カラス	被害面積	2 a	被害面積	2 a
	被害金額	204 千円	被害金額	184 千円
カルガモ	被害面積	2 a	被害面積	2 a
	被害金額	26 千円	被害金額	23 千円
ヒヨドリ	被害面積	1 a	被害面積	1 a
	被害金額	56 千円	被害金額	50 千円
ハト	被害面積	1 a	被害面積	1 a
	被害金額	2 千円	被害金額	2 千円
スズメ	被害面積	— a	被害面積	— a
	被害金額	— 千円	被害金額	— 千円

指標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 10 年度）	
カワウ	被害面積	－ a	被害面積	－ a
	被害金額	－ 千円	被害金額	－ 千円
ノウサギ	被害面積	1 a	被害面積	1 a
	被害金額	16 千円	被害金額	14 千円

（注） 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は鳥獣被害対策実施隊を組織し実施している。鳥類等の捕獲は一戸猟友会に委託し実施している。タヌキ等の中型獣類の捕獲は被害農家等に箱わなを貸出し実施している。 捕獲の担い手確保のため、狩猟免許取得にかかる費用の全額及び銃等の猟具取得にかかる費用の半額を補助している。令和 7 年度は 2 件 15.9 千円を補助した。	実施隊及び猟友会の高齢化に加え、被害件数の増加に伴い捕獲の担い手の負担が増大している。育成を含めた新たな担い手の確保と共に、ICT の活用による負担軽減が急務である。また、被害農家等が行っている中型獣類の捕獲について、効果的な方法の検討と周知が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵を設置する農家等に対して、設置費用の 2 分の 1 を補助している。令和 7 年度は 14 件 1,001 千円を補助した。	農地が広大である農家や自家消費農家について、費用負担が課題となり設置が進んでいない。また、電気柵の有用性及び効果的な設置方法の周知も課題である。
生息環境管理その他の取組	緩衝帯整備を実施する自治会等に対して、1 ha あたり 250 千円を上限として費用の全額を補助している。令和 7 年度は 1 件 165 千円を補助した。 鳥獣被害対策に専門に取り組む地域おこし協力隊を採用し、被害対策に関する情報発信及び捕獲の担い手確保への啓発を行っている。	緩衝帯整備に関する補助事業及び整備した緩衝帯の維持管理の周知が課題である。 地域おこし協力隊の活動について、任期後も見据えた持続可能な取組が必要である。

（注） 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- | |
|---|
| <p>① 従来講じてきた取組の継続
従来講じてきた取組を引続き実施する。</p> <p>② 新たな捕獲の担い手の確保、育成
狩猟免許の取得や担い手の活動に関する情報発信を積極的に行い、新たな担い手の確保、育成を図る。</p> <p>③ ICTを活用した捕獲の実施
ICTの活用による効率的な捕獲を実施し、担い手の負担軽減を図る。</p> <p>④ 地域ぐるみの被害防除の推進
地域と連携した緩衝帯の整備や、交付金等を活用した電気柵の導入を推進し、地域ぐるみで被害防除に取り組む体制の構築を図る。</p> <p>⑤ 効果的な被害防止対策に関する情報発信の実施
電気柵の設置や中型獣類の捕獲等に関する効果的な方法の情報発信を行う。</p> |
|---|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- | |
|---|
| <p>【ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ】
一戸町鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。</p> <p>【タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ】
被害農家等へ箱わなを貸し出し実施する。</p> <p>【カラス、カルガモ、ヒヨドリ、ハト、スズメ、カワウ、ノウサギ】
一戸猟友会に捕獲業務を委託し実施する。</p> |
|---|

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以

外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全般	・ 狩猟免許の取得や担い手の活動に関する情報発信を積極的に行い、新たな担い手の確保、育成を図る。 ・ ICTの活用による効率的な捕獲を実施し、担い手の負担軽減を図る。 ・ 被害状況や捕獲実績を基に、より効果的な捕獲方法を検討し、実施する。 ・ 中型獣類の効果的な捕獲方法について情報発信を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ツキノワグマ】 頭数を設定せず、人身被害の防止及び農作物被害の抑制における最終手段として必要最少限の捕獲を実施する。 【ニホンジカ、イノシシ】 頭数を設定せず、農作物被害の抑制のため積極的な捕獲を実施する。 【タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ】 頭数を設定せず、農作物被害の抑制のため積極的な捕獲を実施する。 【カラス、カルガモ、ヒヨドリ、ハト、スズメ、カワウ、ノウサギ】 現状の捕獲数を維持することを基本とするものの、被害の状況を勘案し、必要に応じて適正な捕獲数を設定することとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	必要最少限	必要最少限	必要最少限
ニホンジカ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
イノシシ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
タヌキ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
キツネ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
アナグマ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
ハクビシン	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
アライグマ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
カラス	60 羽	60 羽	60 羽
カルガモ	30 羽	30 羽	30 羽
ヒヨドリ	30 羽	30 羽	30 羽
ハト	30 羽	30 羽	30 羽
スズメ	10 羽	10 羽	10 羽
カワウ	10 羽	10 羽	10 羽
ノウサギ	30 羽	30 羽	30 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ】 被害の状況や周辺の環境を考慮したうえで銃器及びわな（ツキノワグマは箱わなに限る）を用いて実施する。実施時期は4月から10月までを基本とするが、人身被害の防止等やむを得ない場合に限って4月から3月まで実施する。 【タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ】 4月から3月まで箱わなを用いて実施する。 【カラス、カルガモ、ヒヨドリ、ハト、スズメ、カワウ、ノウサギ】 4月から3月まで銃器を用いて実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
【必要性】 侵入防止柵の設置及びわなや銃器を使用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生している。 射程距離の延長による効率的な捕獲の実施及びツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣類の捕獲における半矢の防止の観点から、ライフル銃の使用が必要である。 【参考】 一戸町鳥獣被害対策実施隊員 16 名中 ライフル銃所持者 5 名 【取組内容】 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの有害捕獲 わなによる捕獲と散弾銃による止めさしを基本的とし、ライフル銃の使用については必要最小限とする。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフ

ル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
一戸町全域	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、地域住民等関係者の意向を踏まえた上で、効果的な柵の種類や規模を決定し、計画的に整備する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ	柵のゆるみの補正や適正な電圧の維持、柵周辺の刈払いの実施等、電気柵を設置した農家等による管理体制を推進する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全般	・ 轟音玉等の追い払い用煙火を用いた被害防止 ・ 地域住民による緩衝帯の整備及び維持管理の推進 ・ 被害防止に関する知識の普及、啓発活動の実施

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

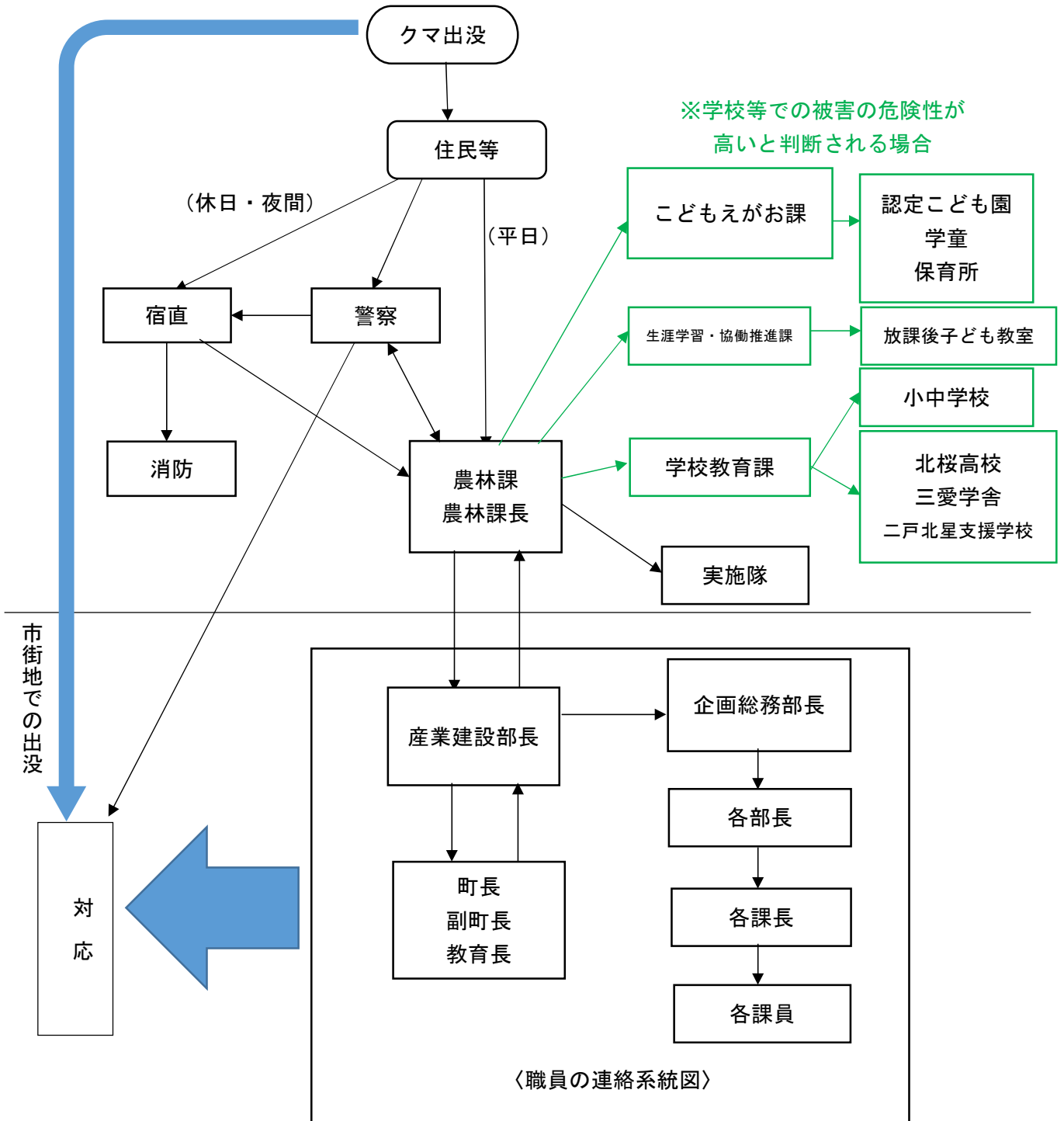
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
一戸町 (0195-33-2111)	「一戸町危険鳥獣市街地出没時対応マニュアル」に基づく対応 有害鳥獣捕獲等許可（権限委譲分）
一戸町鳥獣被害対策実施隊 (0195-33-2111)	有害鳥獣捕獲活動の実施 各種対応等に関する助言
一戸猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施 各種対応等に関する助言
県自然保護課 (019-629-5371)	各種対応等に関する指導及び助言
県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター (0195-23-9202)	有害鳥獣捕獲等の許可 各種対応等に関する指導及び助言
二戸警察署 (0195-29-0110)	安全指導、注意喚起 各種対応等に関する指導及び助言

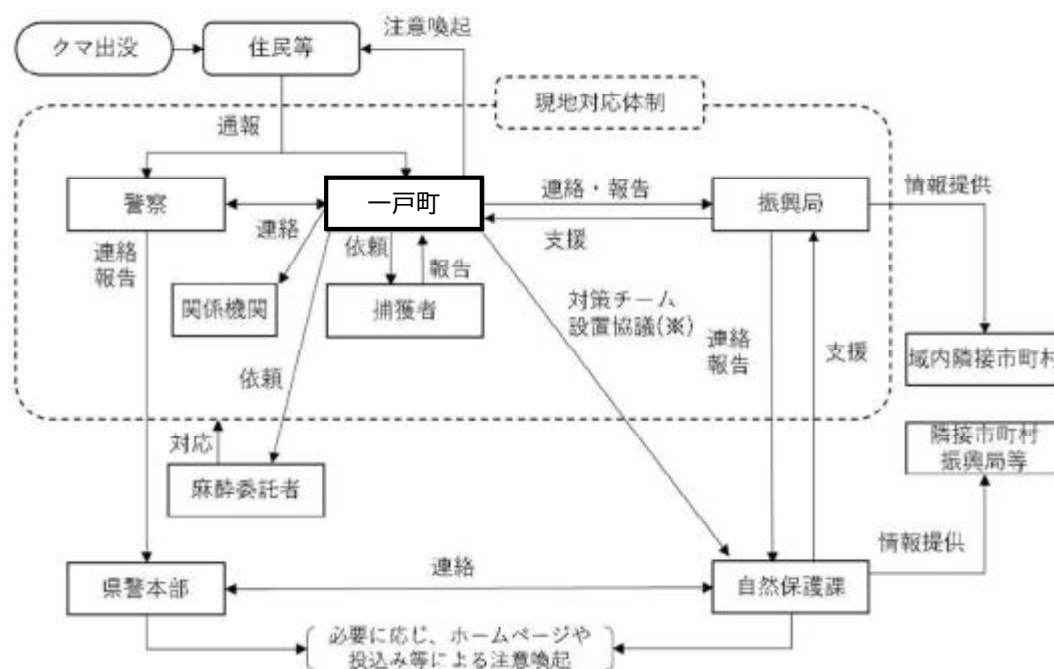
- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する

(2) 緊急時の連絡体制 (「一戸町危険鳥獣市街地出没時対応マニュアル」に基づく)

①内部連絡体制

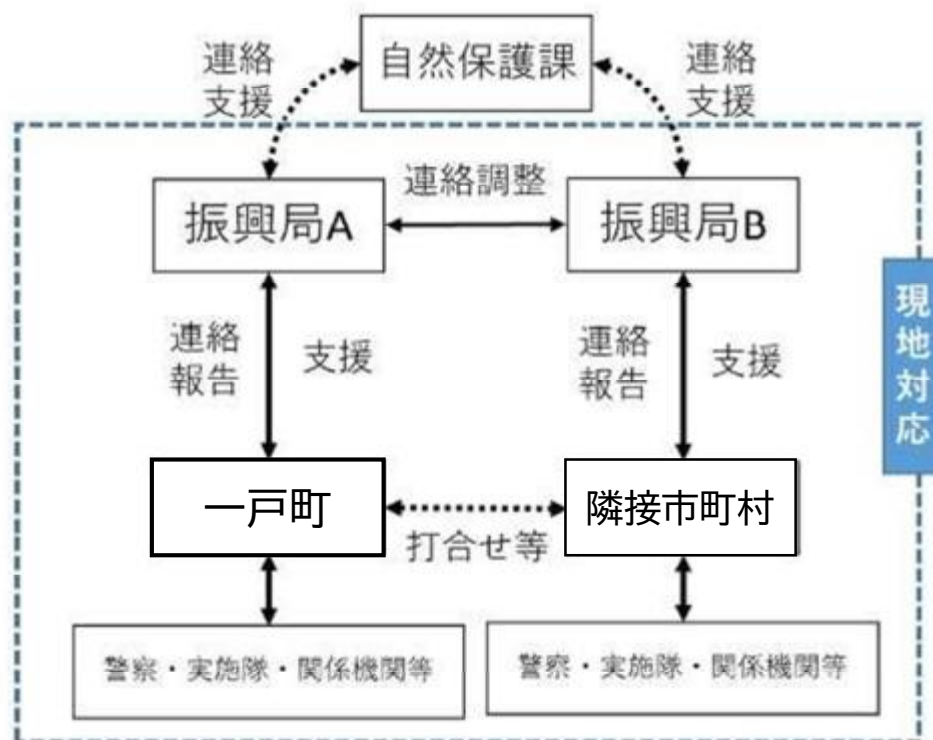


②関係機関連絡体制



※自然保護課への連絡は開庁時に限る。閉庁時は二戸保健福祉環境センター経由で連絡。

③関係機関連絡体制（隣接市町村との連携）



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設を基本とし、岩手県鳥獣保護管理事業計画及び岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領に基づき適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	岩手県内のクマ肉については平成 24 年 9 月 10 日付で、シカ肉については平成 24 年 7 月 26 日付で、ヤマドリ肉については平成 24 年 10 月 22 日付で国から出荷制限の指示があったことから、出荷は行えない。 出荷制限解除後については今後検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	一戸町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
一戸町産業建設部農林課	一戸町鳥獣被害防止対策協議会の事務局 発見者・住民からの通報受理 関係機関との連絡調整 有害鳥獣捕獲等許可申請及び許可 農作物被害状況の把握・情報収集 農家に対する有害鳥獣被害防止に関する指導・助言
県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等許可 有害鳥獣対策事業に関する指導・助言

構成機関の名称	役割
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	有害鳥獣対策事業に関する指導・助言
新岩手農業協同組合	農作物被害状況の把握・情報収集 農家に対する有害鳥獣被害防止に関する指導・助言
上馬淵川漁業協同組合	漁業被害状況の把握・情報収集
二戸地方森林組合	森林被害状況の把握・情報収集
一戸猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施・意見提言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣捕獲活動の監視・指導・助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県二戸警察署	銃刀法に基づく安全管理指導・助言
東北森林管理局 岩手北部森林管理署	森林被害状況の把握・情報収集

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年	平成 28 年
隊員	30 名以内 ・ 一戸猟友会が推薦する者 ・ 町の職員のうちから町長が指名する者 ・ その他町長が必要と認める者
任期	2 年（再任の妨げなし）
職務	・ 対象鳥獣の生息状況及び農作物被害等の調査に関すること ・ 対象鳥獣の被害防止技術等の向上及び普及指導に関すること ・ 対象鳥獣の捕獲、駆除及び処分に関すること ・ その他、町長が必要と認める事項

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関及び近隣市町村と積極的な情報共有を行い、連携して被害防止施策を実施する体制を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、計画が現況に適さないと判断される場合は、関係機関と協議の上、計画の見直しを行い効果的な被害防止対策に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。